

第2 生徒に関すること

1 学則に規定された入所時期以降の生徒の募集

一学年の定員に満たない養成施設においては、4月以降においても、HP等において新規入所者の募集を継続していることから、適切な教授が行われていないおそれがあるため、学則で定めた入所月以降の入学は認めないようにする必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 養成施設は、入所時期を明示した学則を定めること。〈平成10年通知〉
- ② 修業期間は、昼間課程又は夜間課程は2年、通信課程は3年とする。〈平成10年省令、通知〉

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P7〕

- ① 指導状況
入所時期以降、「入学させないよう指導」している厚生局6件(75.0%)、都道府県6件(28.6%)
- ② 養成施設の状況
ア 「入学式以降も入学を認める」72施設(20.8%)
イ うち、「1か月後まで入所を認めている」42件(58.3%)、「2か月後まで入所を認めている」2施設(2.8%)

【ポイント】

少子化等から、学年定員に満たない養成施設もあることから、例えば5月以降でも、補習等を行うことにより、入所を認める余地はあるか。

【検討の方向】

入学時期は学則に明示した月とし、中途入学を行わない等の厳正な措置をとる旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 他資格制度
ア 入学時期について厳正な措置をとり、かつ、中途入学を行わないこととしているもの(あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士)
イ 入学は学年の初め行うこととし、学則に基づき厳正に行うこととしているもの(歯科衛生士、歯科技工士)
ウ 入学時期を4月又は10月と規定しているもの(管理栄養士、調理師)
- ② 専修学校設置基準
専修学校の学年の始期及び終期は、校長が定める。

2 卒業の認定に必要な出席時間数について

卒業に認定にあたっては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる者は、卒業を認定しなければならないとしているが、養成施設の裁量で履修を認定できることとなるため、出席日数及び方法等の具体的な規定を定める必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 施設長は卒業の認定を行なう場合は、修業期間、履修単位（各教科課目別の法定授業時間数）以上に不足がないかどうかを十分検討するとともに学習評価を行ない慎重に認定を行なうこと。（昭和41通知）
- ② 各養成施設は、卒業までに履修すべき教科課目及びその授業時間などに関する事項を定めるものとする。（平成10年通知）
- ③ 必修科目の課目ごとの授業時間数は、通知で定められた授業時間数を標準に、卒業の基準を設定する。（平成10年通知）
- ④ 通信課程にあつては添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を基準に、卒業の基準を設定する。（平成10年通知）
- ⑤ 各養成施設においては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。（平成10年通知）
（詳細は別紙のとおり）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P9〕

- ① 指導状況
卒業に対する「指導を実施している」厚生局は4件（50.0%）、都道府県は6件（28.6%）
- ② 養成施設の状況
卒業を認めるための生徒が履修すべき授業時間数は、「総授業時間数と同時間の履修が必要」76.0%、「学則で定めた総授業時間数を下回った場合でも試験等の成績考査により卒業を認める」10.6%

【ポイント】

卒業に必要な具体的な出席日数を「何日」又は「〇分の〇」とするか。

【検討の方向】

卒業に当たっては、各養成施設における教育計画等に従って、できる限り数値化した基準を定めるとともに、必要となる出席日数については、指定規則で定めた各教科課目の時間数の3分の2に満たない者（実習にあつては5分の4）に満たない者は、当該課目の履修を認定しないことを追加する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 養成施設の修了認定（昭和31年通知）
養成施設の修了認定については、各養成施設において適正な基準と公平な判断により実施すべきものであることは当然であるが、この認定について従来ややともすれば不適正な実施がみられる点もあるので、特に理容師、美容師試験の施行との関連を考慮し、その正しい運用を図るよう指導されたいこと。
- ② 他資格制度 別紙のとおり

③ 専修学校

ア 専修学校は、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものとする。(学校教育法)

- 一 修業年限が1年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時40人以上であること。

イ 専修学校の授業時数は、学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とする。

前項の規定にかかわらず、夜間学科等にあつては、当該夜間学科等に係る修業年限に応じて前項の授業時数を減ずるものとする。ただし、この場合において1年間の授業時数は、450時間を下ることができない。(専修学校設置基準)

(第2-2 卒業の認定に必要な出席時間数)

教科課程の概要

課目	時間	内容
必修課目	1,400時間	
関係法規・制度	30時間	衛生行政、理容師法（理容）、美容師法（美容）、その他の関係法規
衛生管理	90時間	公衆衛生概説、感染症、環境衛生、衛生管理技術
保健	120時間	人体の構造及び機能、皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能、皮膚及び付属器官の保健衛生、皮膚及び付属器官の疾患
物理・化学	90時間	物理、化粧品化学
文化論	90時間	文化史、デザイン、服飾
技術理論	120時間	器具の取扱い、基礎技術、頭部技術、顔面技術（理容）、特殊技術、和装技術（美容）
運営管理	60時間	経営戦略、経営管理、労務管理、接客法
実習	800時間	器具の取扱実習、基礎技術実習、頭部技術実習、顔面技術実習（理容）、特殊技術実習、和装技術実習（美容）、総合実習
選択必修課目	600時間	
一般教養課目	1科目15時間以上	（課目の例）日本語、外国語、保健体育、情報技術、社会福祉、芸術、日本文化 等
専門教育科目	1科目60時間以上	（課目の例）エステティック技術、カウンセリング、食品保健・栄養理論、モード理論、総合技術 等
合計	2,000時間	

(第2-2 卒業の認定に必要な出席時間数)

他の資格制度における卒業又は進級の認定基準

		認 定 基 準
衛生 関 係	管理栄養士 調理師	卒業を認めるに当たって、学力が十分であることを確かめる具体的な方法がとられていること
	調理師	学習の評価及び課程修了の認定（各教科課目の授業時間数の3分の2以上の出席があり、その学習が満点の6割以上の者）された者は、 <u>所定教科課目及び所要時間数を履修した者として卒業させてよい</u>
医 療 関 係	救急救命士 言語聴覚士	学生の出欠状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者）については、 <u>進級又は卒業を認めない</u>
	歯科衛生士 歯科技工士	成績の評価基準が明確であること、 <u>欠席日数が当該学年の授業日数の3分の1を超えるときは、進級又は卒業を認めないこと、欠席日数が3分の1以内であっても各学科及び実習の出席時間数が指定規則の時間数に満たない者については必要な補習を行った上進級又は卒業を認めること。</u>
	保健師・助産師・看護師	学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること、 <u>欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則として卒業を認めないこと。</u>
	あん摩マッサージ師、 はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、 理学療法士、臨床検査技師、臨床工学技士、 義肢装具士	とくに出席状況の不良な者については、 <u>進級又は卒業を認めないものとする</u> こと
福 祉 関 係	社会福祉士	<u>現場実習の出席時間数が指定規則の時間数の5分の4に満たない者及びその他の課目が指定規則の時間数の3分の2に満たない者については、当該課目の履修を認定しないこと。</u>
	介護福祉士	<u>現場実習の出席時間数が指定規則の時間数の5分の4に満たない者及びその他の課目が指定規則の時間数の3分の2に満たない者については、当該課目の履修を認定しないこと。</u> 各課目の履修の認定は、修了試験等の方法により、必要な知識、技能を修得したことを確認し行うこと。

3 昼間課程と夜間課程又は通信課程等の転入について

養成施設内における昼間課程から夜間課程又は通信課程、又は、夜間課程又は通信課程から昼間課程への転入について、カリキュラム上支障のない範囲で認められるよう明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

養成施設内の課程間の転入についての規定はない。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P11〕

① 指導状況

「認めないよう指導している」厚生局2件(25.0%)、都道府県3県(14.3%)

② 養成施設の状況

ア 「転入を認める」77件(18.2%)、「認めてない」222件(52.2%)

イ 転入を認めている養成施設のうち、「条件あり」34件(44.2%)、「条件なし」43件(55.8%)

【ポイント】

昼間課程から夜間課程又は通信課程への転入は問題がないと思われるが、通信課程から昼間課程又は夜間課程への転入については、カリキュラム上、教育に支障が生じることはないか。

【検討の方向】

「就学期間内に必要な教科課目を履修できること」を前提にし、昼間課程と夜間課程又は通信課程の転入等、課程間の転入を認めることができる旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度
規定はない。

② 専修学校
専修学校の学科間の転入については、学校において判断する。

4 通信課程の入所者について

(1) 通信課程の入所者に対する地域の限定について

通信課程に入所する生徒については、生徒を募集する地域に制限をかけていないことから全国から募集を行い、その結果、面接授業が適正に実施されていないとの意見もあることから、通信課程における生徒の募集に当たっては、入所できる生徒の地域を限定する必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 指定を受けようとする養成施設の設立者で、通信課程を設ける養成施設にあっては、通信養成を行う地域（例：〇〇県全域）を申請書に記載しなければならない。（平成10年省令・通知）
- ② 生徒を募集する地域を限定する規定はない。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P12〕

- ① 指導状況
「養成施設又は面接授業を実施している場所の近隣の都道府県に地域を限定する」よう指導している厚生局7件（87.5%）、都道府県9件（42.9%）
- ② 養成施設の状況
ア 「養成施設又は面接授業を実施している場所の近隣の都道府県に地域を限定」152件（59.0%）、「地域を限定していない」86件（33.6%）
イ 面接授業の実施場所は、「養成施設の校舎」208件（81.3%）、「都道府県内数か所」6件（2.3%）、「近隣の都道府県」4件（1.6%）

【ポイント】

地域を限定することにより、通信課程に入所できない者が出るおそれはないか。

【検討の方向】

通信課程の入所者は、面接授業の受講にあたって通学等に負担のない範囲（面接授業場所に隣接する都道府県）に限定する旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 面接授業の実施場所
面接授業を行う場所は、当該養成施設の校舎であること。ただし、当該養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難であると認められる生徒に対する面接授業を行う場所は、他の養成施設その他の面接授業を行う場所として適当と認められる場所であること。（昭和30年、平成10年通知）
ア 通信課程のない都道府県に住所のある生徒が、他都道府県の養成施設に在籍している場合であって、当該養成施設で面接授業を実施することが、当該生徒の時間的及び経済的に著しく不適當と認められるとき。
イ 生徒の住所を有する都道府県に通信課程があっても、定員からやむなく相当数の生徒が他都道府県の通信課程に在籍しているとき。
ウ 山間僻地その他交通至難の地に住所を有している生徒が、当該養成施設の校舎で面接授業を受けることが時間的及び経済的に著しく不適當であると認められるとき。
- ② 通信課程の面接指導（昭和41年通知）
通信課程の面接指導を実施せず卒業させることなく、面接指導は必ず実施すること。
- ③ 専修学校
専修学校において通信課程は認められていないため、規定はない。

(2) 通信課程の入所時期について

通信課程の入所時期は、多くの養成施設が運用上で10月としているが、学校卒業時から通信課程に入所を希望する者もいるとのことから、4月入所も認める必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 入所時期は養成施設の実情に応じて定めることは差し支えないが、年2回に入所させる場合にあつても、学習管理上同時に授業を行なう場合の1教室の生徒は50人を標準とすること。〈昭和41年通知〉
- ② 養成施設は、入所時期を明示した学則を定めることとしている〈平成10年通知〉が、具体的な入所月の規定はない。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P13〕

- ① 通信課程の生徒の入所時期は、「10月」245件 (93.9%)、「4月」6件 (2.3%)、「10月及び4月」2件 (0.8%)
- ② 入所時期の限定は、「10月に限定するべき」110件 (42.8%)、「4月入所も認める」19件 (7.4%)、「養成施設の判断に任せるべき」128件 (49.8%)

【ポイント】

- ① 多くに養成施設が運用上10月入所としている。(10月としている理由は不明)
- ② 入所時期を限定する必要があるか。
- ③ 限定しない場合、学則に規定すればいつでも入所させられるのか。

【検討の方向】

入所時期は養成施設の考えに基づく学則に明示した時期とすることとし、現行のままとする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 専修学校
専修学校において通信課程は認められていないため、規定はない。

5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継について

少子化等の事由に伴い入所者の減少が見込まれる中、今後、養成施設の廃止が想定されることから、当該養成施設を卒業した後、一定期間後に国家試験を受験する者の卒業証明書を取得することを考慮し、廃止された養成施設の学籍簿等の承継の方法等を規定する必要があるのではないか。

【現行制度】

学籍簿等の承継及び保管に関する規定はない。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P14〕

① 指導状況

ア 「同系列の養成施設で保管する」よう指導している厚生局4件(50.0%)、都道府県9件(42.9%)

イ 承継する法人が存在しない場合は、厚生局では5件(62.5%)が「都道府県で保管」、都道府県では12件(57.1%)が「厚生局で保管」

② 保管については、4件(50.0%)の厚生局が「不可能」

【ポイント】

① 養成施設又は養成施設を設置する法人等が廃止された場合、学籍簿等を誰が保管することが適切か。

ア 養成施設の設置者

イ 養成施設の指定を行った厚生労働大臣

ウ 学校法人の指定を行った都道府県知事(ただし、学校法人以外の設置者は要検討)

エ 養成施設の設置者で構成されている協議会 等

② 都道府県知事又は厚生労働大臣が履修認定の責任を負うことができるか等、検討が必要。

【検討の方向】

以下について明確にする方向で検討を進めてはどうか。

① 学籍簿等の保管者の明確化

養成課程の一部を廃止し又は養成施設の廃止しようとする場合における承認申請書の記載事項に「学籍簿等の保管者」を追加する。

② 承継する場合のルールの明確化

ア 養成課程の一部を廃止した場合は、当該養成課程に入所していた生徒に関する学籍簿等について、当該養成施設において保管すること。

イ 養成施設を廃止した場合は、当該養成施設を設置した法人等において、保管すること。

ウ 養成施設を設置した法人が解散する場合は、上記ポイント①のイ、ウ及びエのいずれかにおいて保管すること。

【参考】

① 理容師試験、美容師試験

ア 理容師試験又は美容師試験は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。(昭和22、32年法)

イ 試験を受けようとする者は、受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

ウ 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 指定を受けた理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書
- 二 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦5センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 三 筆記試験又は実技試験の免除を申請する者にあつては、該当する者であることを証する書類

- ② 他資格制度
学籍簿等の保管に関する規定はない。
- ③ 専修学校
学籍簿等の保管に関する規定はない。

第3 授業に関すること

1 授業時間数の「標準」の取扱いについて

養成施設は、各科目ごとに規定された授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めているが、教育の質を確保する観点から、最低限履修しなければならない授業時間数を規定する必要があるのではない。

【現行制度】

- ① 教科課程の全国的均衡を図るため、必修の教科課程の科目別授業時間数を定めることとしたこと。〈昭和31年旧省令・通知〉
- ② 各養成施設においては、それぞれの教科課程ごとの授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めるものとする。〈平成10年通知〉（各教科課程ごとの授業時間数は別紙のとおり）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P15〕

- ① 指導状況
 - ア 「2,000時間を下回らないよう指導」している厚生局5件(62.5%)、都道府県9件(42.9%)
 - イ 「10%まで下回ってもよい」としている厚生局2件(25.0%)、都道府県は1件(4.8%)
 - ウ 「20%まで下回ってもよい」と指導している都道府県は2件(9.5%)
- ② 養成施設の状況
 - ア 総授業時間数で見ると、「2,000時間を上回っている」271件(78.3%)、「2,000時間と同時間」68件(19.7%)、「2,000時間を下回っている」養成施設はない。
 - イ 科目別にみると、「実習」及び「選択必修」以外の課目で1件(0.3%)が2,000時間を下まわっている。

【ポイント】

- ① 各養成施設が独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な標準的な授業時間数を定めているところであり、それを制限することは問題はないか。
- ② 各養成施設が独自に設定する教育計画及び教育目標があるため、規定された各教科課程の授業時間数を下限とするのではなく、例えば10%減の時間数を下限する余地はあるか。

【検討の方向】

教育の質を確保するために、現行の授業時間数以上履修しなければならない旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 規定創設の考え方
見直し検討会において、従前の規定を踏襲し、各教科課程ごとに授業時間数を「〇〇時間以上」として議論されていたが、最終的な考え方として、「ゆとりある学習が可能となるように」及び「養成施設は、その学習・目標に従って、適切な授業時間を設定する」という観点から、標準的な時間配分とされた。
- ② 他資格制度

規定した時間数以上としているもの

(管理栄養士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、調理師)

③ 専修学校

学科ごとに、1年間にわたり800時間以上とすること。(専修学校設置基準)

④ 各種学校

修業期間が1年以上の場合には、1年間にわたり680時間以上とすること。(各種学校設置基準)

2 単位制の導入について

授業時間数について、単位制を導入してはどうか。

【現行制度】

① 必修科目

授業の1単位時間は50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、実施形態を工夫することができる。ただし、実習の授業時間については、原則として、1回当たり2単位時間を配当するものとする。

② 選択必修科目

選択必修科目の授業時間等を単位に換算する場合においては、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって単位数に換算するものとする。

a 講義及び演習については、15時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

b 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

c 授業の1単位時間は、50分を標準とし、教科課目の特質等に応じて、授業の形態を工夫することができる。

③ 通信課程

通信課程を設ける養成施設においては、選択必修科目について、合計600時間（授業時間等を単位に換算する場合においては、20単位）の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各教科課目の内容等に応じて適切な添削指導の回数及び面接授業の授業時間数を定めるものとする。（平成10年通知）

【ポイント】

規定されている授業時間数自体を単位で整理する必要があるか。

【検討の方向】

現在の規定においても、教科課目の特質等に応じて実施形態を工夫した上で、養成施設が単位を定められるが、単位制を導入する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 他資格制度

ア 単位制で実施しているもの

（管理栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、理学療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、救急救命士、）

イ 時間数で実施しているもの

（調理師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）

② 専修学校

ア 専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

（ア）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。

（イ）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもって1単位とすることができる。

イ 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

3 養成施設内で行う実習について

(1) モデルの範囲について

養成施設内で行う理容・美容実習(実務実習を除く。)のモデルは、昭和31年通知により、その対象を生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等としているが、現状を踏まえ、廃止する必要があるのではないか。

併せて、生計困難者以外の者を対象とした場合のモデルの範囲(モデルウィッグ、生徒間の相モデル、友人、家族又は第三者等)を明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】(詳細は別紙のとおり)

- ① 外部のものを対象とする実習のモデルは、生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等とする。(昭和30・31年通知)
- ② 実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。(平成10年省令)
- ③ 実習(実務実習を除く。)のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。(平成10年通知)

【調査の概要】[(資料2) 調査結果P16]

- ① 指導状況
 - ア 「モデルウィッグ」と指導している厚生局8件(100.0%)、都道府県は16件(76.2%)
 - イ 「相モデル」と指導している厚生局8件(100.0%)、都道府県16県(76.2%)
 - ウ 「生計困難者」を対象とするよう指導している厚生局5件(62.5%)、都道府県5県(23.8%)
 - エ 「その他」としている厚生局1件(12.5%)は「親又は兄弟」
- ② 養成施設の状況
 - ア 「モデルウィッグ」323件(93.4%)、「相モデル」210件(60.7%)、「生計困難者」6件(1.7%)、「その他」34件(9.8%)
 - イ 「その他」34件(9.8%)の主なものは、「学校職員」、「生徒の保護者・友人・知人」、「近隣の地域住民」、「受刑者」

【ポイント】

- ① 対象とする場合のモデルの範囲をどこまでとするか。
- ② 「一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切の取り扱うこと」を更に詳細に明示する必要があるか。

【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 生計困難者等を対象とする「理容師(美容師)養成施設のモデルの取扱について(昭和31年12月19日衛環発第57号厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知)」は廃止する。
- ② 不特定多数の者をモデルとする等の行為を行わないよう、原則として生計困難者及び生徒間の相モデルとし、一般営業と厳に区別する旨を明確にする。

【参考】

- ① 外部のものをモデルとして取扱う場所
外来のものをモデルとして取扱う場所は、当該養成施設内に限るものとする。ただし施設に入所している者が身体的状況等により養成施設に出向くことができない万やむを得ない事情があるときに限り例外的に、生活保護法の保護施設、身体障害者福祉法の身体障害者更生援護施設及び児童福祉法の児童福祉施設に赴いて行うことができること。(昭和31年通知)